

本会の公益社団法人日本油化学会への移行に際して

(社) 日本油化学会会長・人間総合科学大学教授 島 崎 弘 幸

【経 緯】

平成 22 年 3 月 31 日の第 56 回通常総会において、第 8 号議案「公益社団法人移行認定取得に関する件および定款変更の件」として、公益社団法人への移行認定申請を行うこと、移行の認定を取得した場合は、本会（社団法人日本油化学会）の解散登記と新法人（公益社団法人日本油化学会）の設立登記を行うことおよび移行に伴う定款の変更の案について提案し、承認をいただきました。

この議決を受け、本会の公益法人ワーキングにて申請書案が作成され、戸谷担当理事より平成 22 年 9 月 6 日理事会に提案され承認。同月 13 日に内閣府へ申請（電子申請）を行いました。

その結果、平成 22 年 11 月 19 日に、内閣府の公益認定等委員会の答申（「認定の基準に適合すると認めるのが相当」）を受けました（内閣府の Web サイトにて、答申内容が確認できます）。平成 23 年 2 月下旬ころ認定を受ける見込みであり、移行登記を平成 23 年 3 月 1 日に行う予定です。

【移行に伴う大きな変更点】

公益社団法人日本油化学会への移行により、大きく変更される点を 2 点お知らせいたします。一つは、代議員制はとらず正会員（*1）全員で総会を開催することとなること。もう一つは、総会の開催日は 4 月の下旬から 5 月上旬（平成 23 年は、4 月 29 日）となることです。

現行制度（定款）では、会員各位による選挙により代議員を選出し、民法上の社員としておりましたが、新しい制度（定款）では、代議員制はとらず法律（新法）上の社員は正会員であることが規定されております（「オレオサイエンス」誌 2010 年 6 月号 203 ページ参照）。そこで、本年より正会員の方々全員に社員総会にご出席いただき本会の重要事項を審議・決議していただくこととなりました。

総会にご出席いただけない社員（正会員）の方々には書面をもって議決権を行使または代理人（委任状）をもって議決権を行使していただける運用もさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

この新しい総会を円滑に準備し、また議事を運ぶため、十分な準備期間が必要と判断し、平成 23 年の総会（移行後は「定時総会」と呼称します）は、平成 23 年 4 月 29 日（金曜日・祝日）の午後、東京都内（会場未定）で開催させていただくことと決定させていただきました。詳細が決まりましたら、あらためてお知らせいたします。

（*1）現在の普通会員（ただし、名誉会員および 50 年以上在籍の永年会員は除く）が該当します。

【議決権付与の範囲について（会員の皆様へのお願い）】

なお、議決権を付与する正会員〔法律（新法）上の社員〕の範囲につきましては、1月の理事会におきまして、当該年度の会費を納入した者に限ることとさせていただくことを決定いたしました。すなわち、会費未納の方には議決権を付与しないこととさせていただきます。

平成23年の定時総会は4月29日に予定しております。平成23年2月28日が平成22年度の末日となりますので、3月15日に予定しております理事会にて平成22年度決算等総会への付議事項を決定いただいた後に、総会招集通知を発信する予定です。

会費の納入につきましては、当該年度の前年末日（平成23年度会費につきましては平成22年12月31日）を期限として、お願いしておりますが、今回は平成23年3月10日までに、会費を納入いただいた正会員様に限り議決権を付与（総会招集通知を送付）させていただきます。会費納入が遅れておられる方は、ご留意のほど、お願い申し上げます。本会活動を円滑に推進するため本運用につき、ご理解とご協力お願いする次第です。